

第490回 愛知地方最低賃金審議会 議事録

令和元年7月3日(水)

午前10時00分～午前10時40分

愛知労働局 北大会議室

出席者

- (公益代表委員) 服部会長、中山会長代理、池田委員、小野木委員、白井委員
(労働者代表委員) 伊藤委員、木戸委員、浜委員、舟橋委員、三屋委員
(使用者代表委員) 浦山委員、江原委員、梶原委員、澁谷委員、志水委員
(事務局) 高崎愛知労働局長、黒部労働基準部長、近藤賃金課長、
山田主任賃金指導官、村瀬賃金指導官、久保賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬賃金指導官

ただいまから第490回愛知地方最低賃金審議会を開催します。
各委員の皆様方にはお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
委員の出欠状況ですが、全員出席です。よって、定足数は満たしていることを報告いたします。

議事に先立ち、会長及び会長代理が選出されるまでの間、司会進行を務める事務局の村瀬です。よろしくお願ひします。

なお、本日の審議会は公開であり、傍聴の方がいることを報告します。

本日は、本年4月26日に任命された第47期委員による令和元年度第1回目の審議会です。同委員の任期は、令和3年4月25日までの2年間となります。

委員の皆様を紹介します。第47期の委員は会議資料のNo.1に名簿をいれていますが、席順にお名前をお呼びします。

公益代表委員は、白井委員、小野木委員、中山委員、服部委員、池田委員。

労働者代表委員は、伊藤委員、木戸委員、浜委員、舟橋委員、三屋委員。

使用者代表委員は、浦山委員、江原委員、梶原委員、澁谷委員、志水委員。

以上の皆様は、第47期最低賃金審議会委員です。

事務局の愛知労働局職員は、資料No.2の名簿をもって紹介とします。また、平成31年度版最低賃金決定要覧を配布していますので参考としてください。

議題の(1)に入ります。

会長及び会長代理は、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する、ということになっています。

当審議会では、従来から公益委員の互選結果を承認いただく慣例となっています。今回も、この方法でお諮りしてよろしいでしょうか。

(委 員 全 員 承 認)

村瀬賃金指導官

選出方法について承認をいただきましたので、公益委員の互選結果を小野木委員から報告願ひします。

小野木委員

公益委員での互選結果を報告します。会長に服部委員、会長代理に中山委員を選出しました。

村瀬賃金指導官

会長に服部委員、会長代理に中山委員という報告がありました。承認いただけますか。

(委 員 全 員 承 認)

村瀬賃金指導官

承認いただきましたので、服部会長及び中山会長代理に挨拶をお願いします。

服部会長

服部です。前期から引き続き委員を務めています。

微弱ながら務めさせていただきます。今後、議事の進行を円滑に進めるように努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

中山会長代理

会長代理に指名されました中山です。服部会長の下で、服部会長の支えになるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

村瀬賃金指導官

それでは、以降の進行は、服部会長をお願いします。

服部会長

議事に先立ち、別添資料No.3の審議会運営規程第7条で、議事録には会長のほか、会長の指名した委員2名が署名するものとされています。

本日の議事録の署名委員として、労働者側は浜委員、使用者側は梶原委員をお願いします。

服部会長

開催にあたりまして愛知労働局長から挨拶があります。

高崎愛知労働局長

審議会の委員に就任いただきありがとうございます。また、委員の皆様方には最低賃金に限らず、私ども愛知労働局の行政に多大なるご理解とご協力をいただき、この場を借りてお礼申し上げます。

最低賃金は、その額のあり方、将来のあるべき姿については、いわゆる骨太の方針とか、成長戦略の中でいろいろ議論もされ、社会的にも注目を浴びているところです。

愛知の状況は、ここ3年大体3パーセントで引き上げがなされてきています。本年度、この最低賃金をどうしていくのかについて委員の皆様方に議論いただき、10月1日に新しい最低賃金額の発効が出来ればと思いますので、それに向けた審議を是非お願いします。

愛知の夏は暑く、また今は梅雨の時期ですが、その中で委員各位にはご苦勞をおかけしますが、是非ともご尽力を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

服部会長

それでは、議題(2) 愛知県最低賃金の改正決定(諮問)の審議に入ります。ついては、

愛知労働局長より諮問があります。

高崎愛知労働局長

諮問文を読み上げます。

愛労発基 0703 第 1 号
令和元年 7 月 3 日

愛知地方最低賃金審議会会長 服部一郎 殿

愛知労働局長 高崎真一

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和 55 年愛知労働基準局最低賃金公示第 6 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

（ 局長から会長に対し諮問文を手交 ）

（ 各委員に諮問文の写しを配付 ）

服部会長

事務局から諮問理由及び資料の説明してください。

近藤賃金課長

平成 29 年 3 月に決定された働き方改革実行計画では、今後の課題として、政労使が一体となって働き方改革を進め、生産性の向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る成長と分配の好循環が構築され、経済の好循環をさらに確実にすることにより、総雇用者所得を増加させていくとされています。

さらに、資料 No.5 として、本年 6 月 21 日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針 2019』、いわゆる『骨太方針 2019』、資料 No.6、11 ページにつけています『成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画』、いわゆる『成長戦略 2019』、それぞれ、最低賃金にかかる部分を添付しています。資料 No.5 では 6 ページ、資料 No.6 では 13 ページに、それぞれ同じ表現で、『経済成長率の引き上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組み、生産性向上に意欲をもって取り組む事業者に対して、きめ細やかな伴走型の支援を粘り強く行うなどの思い切った支援策を講じる』旨が書かれ、さらに最低賃金について、『この 3 年間、年率 3% 程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1000 円となることを目指す』とされたところです。

資料 No.9 から 14 までに経済動向、消費者物価指数、賃金統計、雇用情勢等について、直近分の指標を付けています。

これら資料から、現状、景気は足踏みとの見方もありますが、愛知県内の経済は、緩やかに拡大しており、生産活動も高水準で推移し、全体として増加基調にあること、雇用情勢は、有効求人倍率が引き続き高水準、完全失業率は低水準であるほか、雇用者所得は改善を続けてい

ることが見て取れます。また、名古屋市消費者物価指数は平成27年度を100とした指数で101.0となっており、前年度と比べても0.8%上昇しています。詳しくはそれぞれの資料をご確認願います。

また、資料No.15 57ページ、平成28年度のデータになりますが、生活保護費と最低賃金の全国比較表をつけています。愛知県も含め、すべての都道府県において、最低賃金額が生活費を上回っています。

以上を踏まえ、『骨太方針2019』と『成長戦略2019』にご配慮いただき、現下の労働者を取り巻く状況や最低賃金制度の趣旨を踏まえ、愛知県最低賃金の改定について、ご審議いただくようお願いいたします。

なお、今年度の地域別最低賃金額改定の目安にかかる審議について、明日、厚生労働大臣より中央最低賃金審議会に対し、調査審議の諮問があると聞いています。

また、資料No.7、15ページには昨年度の当審議会の審議経過一覧をつけていますので参考としてください。裏面の資料No.7、16ページは、答申要旨の公示日と効力発生予定日の関係ですので、これも参考としてください。

服部会長

ただ今の事務局の説明について、ご質問等ありますか。

(質 問 な し)

服部会長

よろしいですか。議事を進めます。

ただいま、愛知労働局長から諮問を受けましたので、愛知地方最低賃金審議会として、愛知県最低賃金の改正について、今後審議を行います。

そこで、議題(3)愛知県最低賃金専門部会の設置等、に入ります。

愛知県最低賃金の改正決定に関する審議については、最低賃金法第25条第2項に基づき、専門部会を設置して審議することとなっています。

愛知県最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等について、専門部会委員の推薦公示及び関係労使の意見聴取を合わせて、事務局から説明ください。

近藤賃金課長

専門部会の設置は、最低賃金法第25条に基となる規定があり、最低賃金審議会令及び最低賃金法施行規則で定めるところにより、設置することとなります。

まず、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について、調査審議を求められた時は、専門部会を置かなければならないとされています。

専門部会の委員は、公労使各同数とされ、委員数は9人以内とされています。このため、公労使各3名の委員により組織されます。労働者及び使用者代表である委員は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから愛知労働局長が任命します。

委員の推薦に係る公示は、本日から7月17日(水曜日)までの15日間行います。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聴くこととなっており、意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を本日から7月17日(水曜日)まで15日間行います。

服部会長

ただ今の事務局の説明について、質問等はありませんか。

(質 問 な し)

服部会長

続いて、議題(4)愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)に入

ります。特定最低賃金の改正決定に関する申出状況について事務局から説明してください。

近藤賃金課長

本年2月26日に労働団体である日本労働組合総連合会愛知県連合会から、7件の特定最低賃金の改定について意向表明がなされ、3月8日開催の第489回の当審議会において確認されたところです。その後、6月26日に同連合会から愛知労働局長に対し改正決定にかかる申出書の提出がありました。

資料No.16、59ページをご覧ください。申し出のあった特定最低賃金は、この表の左端にある7件であり、ただ今より正式名称を読み上げます。

1. 愛知県染色整理業最低賃金、これは、平成20年愛知労働局最低賃金公示第2号。
2. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金、同公示第3号。
3. 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、同公示第4号。
4. 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金、同公示第7号。
5. 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、同公示第5号。
6. 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金、同公示第6号。
7. 愛知県自動車（新車）小売業最低賃金、同公示第9号。

以上です。

服部会長

ただ今事務局から、7業種につきまして改正決定の申出があったとの報告がありました。これに関し、愛知労働局長から諮問があります。

高崎愛知労働局長

諮問文を読み上げます。

愛労発基 0703 第2号
令和元年7月3日

愛知地方最低賃金審議会会長 服部一郎 殿

愛知労働局長 高崎真一

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条の2の規定に基づき、下記7件の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

なお、特定最賃の7業種については、先ほど事務局から説明したとおりであり、繰り返しになりますので読み上げを省略します。

（ 局長から会長に対し諮問文を手交 ）

（ 各委員に諮問文の写しを配付 ）

服部会長

諮問書に関して事務局から諮問理由及び資料の説明をしてください。

近藤賃金課長

先ほど説明した7件の申出は、最低賃金法第15条第1項に基づくものであり、その内容について審査を行ったところ、適正なものと判断し、受理したものです。具体的に説明すると、申出はすべて労働協約ケースでした。労働協約ケースでは、同種の基幹労働者の概ね三分の一以上の者が賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合または使用者により申出が行われることが要件とされています。

資料No.16、59ページの表のうち、⑪の合意比率の欄にありますとおり、7件全てにおいて合意比率が三分の一以上であり、当該要件を具備していることを確認しています。よって、特定最賃の今後の審議手続として、先ず、改正決定の必要性について、当審議会のご意見をいただきたく調査審議をお願いするものです。

服部会長

ただ今の事務局からの説明に対し、何かご質問はありますか。

(質 問 な し)

服部会長

よろしいですか。では、愛知労働局長からただ今、諮問を受けましたので、愛知地方最低賃金審議会として7業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議を行います。

そこで、議題(5) 検討小委員会の設置等にはいります。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、従来から愛知地方最低賃金審議会運営規程第3条の規程により、検討小委員会を設置して審議をしています。

本年度も検討小委員会を設置して、改正決定について審議することとしてよろしいかお諮りします。設置してよろしいですか。

(承 認 を 確 認)

服部会長

ありがとうございます。承認頂きましたので、本年度も検討小委員会を設置することといたします。検討小委員会の設置及び運営について、事務局からご説明をお願いします。

近藤賃金課長

愛知地方最低賃金審議会運営規程及び同検討小委員会運営規程、資料No.3、3ページ及び資料No.4、4ページにそれぞれ規程を添付しております。

これら規程によりまして、会長が委員を指名し小委員会を設けることができ、委員会の構成は、会長を含め公益委員5名、労使委員それぞれ3名とされ、労使それぞれの推薦により会長が指名することとなっています。

服部会長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問等がありますか。

(質 問 な し)

服部会長

では、資料No.4の検討小委員会運営規程第2条により検討小委員会の委員を決定します。

事務局からは、労働者側の被推薦者は、木戸委員、浜委員、三屋委員の3名

使用者側の被推薦者は、浦山委員、梶原委員、澁谷委員の3名

と聞いていますが、間違いありませんか。

(労 使 委 員 に 確 認)

服部会長

では、労働者側委員として、木戸委員、浜 委員、三屋委員、使用者側委員として、浦山委員、梶原委員、澁谷委員の各3名を指名します。また、公益委員は5名全員が委員となります。委員の皆様には、検討小委員会の円滑な運営について今後ご協力をお願いします。

なお、検討小委員会の委員長及び委員長代理については、検討小委員会運営規程第2条第2項及び第3項により、先般、公益委員で打ち合わせた結果、委員長を池田委員、委員長代理を私、服部が務めることとなりましたので報告します。

服部会長

次に、特定最低賃金に関する審議に関してご意見があれば、お伺いします。いかがですか。

(意 見 な し)

服部会長

よろしいですか。では議題(6)、その他について、労使各側から何かありますか。

(な し)

服部会長

よろしいですか。では、事務局から連絡事項ありますか。

近藤賃金課長

2点連絡します。

1点目は本日、資料No.17の1、61ページにあるとおり、反貧困ネットワーク愛知事務局長より当審議会あて、最低賃金の大幅な引き上げ、具体的には1600円とすることを求めるとの請願書の提出があり、また158名分の署名の提出がありました。その署名は中央の机においてあります。さらに、資料No.17の2、65ページにあるとおり、全労連東海北陸地方協議会議長より、愛知労働局長宛、地域別最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げること、専門部会を公開し非正規労働者や最低賃金生活体験者の意見陳述の機会を設け、さらに議事録の完全公開を求めるとの要請書の提出がありましたので、それぞれ報告します。

2点目ですが、本日の議事録につきましては例年どおりでき次第、速やかに閲覧による公開を行うとともに、本年度から愛知労働局ホームページにおいて公開することを予定しています。

服部会長

ただ今の事務局からの説明に対し何か質問等ありますか。

(質 問 な し)

服部会長

よろしいでしょうか。では、当面の審議について、中央最低賃金審議会の動きを踏まえつつ進めることとします。他に、労働者側の方、使用者側の方、何か意見等ありますか。

(意 見 な し)

服部会長

では、以上をもって本日の議事は全て終了しましたので、第490回愛知地方最低賃金審議会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

(署名欄)

会 長 _____ (服部会長)

労働者側代表委員 _____ (浜 委員)

使用者側代表委員 _____ (梶原委員)

令和元年7月3日 第490回愛知地方最低賃金審議会 議事録